

新潟県高等学校野球連盟規約（抜粋）

- 第16条 審判部会は、理事長・審判部担当理事（各支部2名）・審判部長・副部長（各支部2名）・事務局長をもって構成し、次の事項を立案・審議・執行する。
1. 高等学校野球大会及びその他の試合の運営・進行に関すること。
 2. 各種大会の審判委員の選出・派遣に関すること。
 3. 審判講習会に関すること。
 4. その他会長から委嘱されたこと。

平成23年4月23日改正

審判部細則

1. 目的

- ① 審判部は新潟県高等学校野球連盟が主催（主管）する各種大会の審判を担当することを目的とする。
- ② この目的を達成するため審判委員は常時技術の練磨、規則の研究に努める。
- ③ 審判委員は日本高等学校野球連盟、北信越地区高等学校野球連盟の要請がある場合、その要請に応じなければならない。

2. 組織

- ① 審判部には審判部長および審判部副部長をおく。審判部長は審判委員の中から1名を選出し、審判部副部長は各支部より2名を選出する。
- ② 審判委員は原則として個人登録であるが、審判部長及び各支部副部長からの名簿の提出によって、これを承認することとする。
ただし、疑義がある場合は、理事会で審議し、これを取り消すこともある。

3. 運営

- ① 理事長の会務執行の下、審判部担当理事と審判部長、審判部副部長が相諮り、運営する。
- ② 審判部の機構及び重要事項の変更は審判部会の審議を経て、会長の承認を得る。
また、周知を図るための審判部総会及び支部審判部総会を開催することができる。
- ② 北信越、新潟県高等学校野球連盟が主催（主管）する大会の審判委員長及び審判委員は審判部の推薦を受け会長が委嘱する。

4. 旅費手当について

審判委員の旅費手当については新潟県高等学校野球連盟の旅費内規による。